

ヒー・キャリコ合同会社 御中

法律意見書

2025 年 5 月 8 日

弁護士法人コスモポリタン法律事務所

弁護士 杉本 拓也

第 1 依頼の趣旨

本意見書は、同人誌専門のフリマサイト「MIKEMIKE」(URL : <https://mikemike.online/> 以下「本サイト」といいます。)の運営者より、同人誌の中古販売の合法性について、特に同人誌制作者(以下「同人作家」といいます。)の著作権との関係において譲渡権の消尽が認められるかどうか、及び事業運営上、古物営業法上の許可の要否等について法律的意见を求められたことを受けて作成するものです。

第 2 前提事実

- 1 本サイトの運営者であるヒー・キャリコ合同会社は、履歴事項全部証明書より、令和 5 年 6 月 28 日に設立した合同会社です。
- 2 本サイト上で取引される同人誌は、同人作家が創作し、イベント等で頒布または書店委託等により販売された、物理的な冊子形式の二次的著作物を想定しております。また、当該同人誌について、原作の著作権者の承諾の有無にかかわらず、同人作家自身の著作物として、自ら販売・譲渡されたものであることを前提とします。
- 3 本サイトは、同人誌の売買を希望する個人の出品者と購入者をマッチングさせることを目的としたフリマ形式のオンラインプラットフォームであり、本サイト運営者自身が出品者から同人誌を買い取ることはなく、また、購入者に対して自ら販売・配送等を行うこともありません。本サイト上での

売買契約は出品者と購入者との間で直接成立し、運営者はその媒介・場の提供に留まることを前提とします。

第3 意見の要旨

1 同人作家の著作権について

(1) 著作権法における譲渡権の消尽

著作権法第26条の2第2項は、著作物の複製物が**著作権者またはその許諾を受けた者によって公衆に譲渡された場合には、その複製物に係る譲渡権は消尽する旨**を定めております。

この規定は、当該複製物については、著作権者が一度譲渡によって流通させた以上、その後の再譲渡（中古販売等）を制限することはできないという「譲渡権の消尽」原則を明文化したものです。

(2) 同人作家の譲渡権の消尽について

同人作家は、自身が創作した同人誌（二次的著作物）について、原著作物の著作権者との関係は別として、自らが著作権（複製権・譲渡権等）を有する著作者であると解されます。

そして、同人作家自身が当該同人誌を自ら頒布・販売することは、「同人作家自身が著作権者として行う譲渡」に該当します。したがって、**同人作家が一度自ら同人誌を販売した場合には、その具体的な物理的複製物に係る譲渡権は消尽し、以後、当該冊子の中古販売を制限することはできないこと**になります。

これは、市販書籍の著者が、一度書籍が売買された後に中古書店で再販売されることを止められないのと同様の法理に基づくものです。

(3) 転売禁止表示等の法的効力について

一部の同人誌には、「転売禁止」や「オークション出品禁止」等の記載がある場合があります。しかしながら、これらの表示には**法的拘束力はなく、譲渡権の消尽を否定する効力は認められません**。著作権法第26条の

2に基づく譲渡権の消尽は、任意規定ではなく、いわゆる**強行法規**として位置付けられており、著作者の意思表示や契約等によって制限・排除することはできないとされています。

したがって、**同人作家が頒布・販売した同人誌について、その後の所有者が正当に中古販売する行為は、法的に許容される行為です。**

(4) 小括

以上より、同人誌の中古販売は、同人作家の著作権（譲渡権）を侵害するものではなく、**著作権法上適法である**と考えられます。本サイトにおいて同人誌を中古販売する行為は、**少なくとも同人作家との関係においては合法的に行うことが可能であり、法的な正当性を有している**と考えます。

なお、原著作物の著作権者との関係については別途検討を要する場合がありますが、本意見書は同人作家の著作権との関係に限定して記載したものです。

2 古物営業法上の許可の要否について

古物営業法第2条第2項は、以下のとおり古物営業の定義を定めております。

この法律において「古物営業」とは、次に掲げる営業をいう。 一 古物を売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換する営業であつて、古物を売却すること又は自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受けることのみを行うもの以外のもの 二 古物市場（古物商間の古物の売買又は交換のための市場をいう。以下同じ。）を経営する営業 三 古物の売買をしようとする者のあつせんを競りの方法（政令で定める電子情報処理組織を使用する競りの方法その他の政令で定めるものに限る。）により行う営業（前号に掲げるものを除く。以下「古物競りあつ
--

せん業」という。)

以下、それぞれの号について検討いたします。

(1) 第1号(古物商)の該当性について

第1号は、古物を売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換する営業を行う者を指します。

本サイトの運営者は、出品者と購入者の間での売買契約の当事者とはならず、また、古物の買受けや販売、委託販売等も行っておりません。

したがって、運営者自身が古物の売買等を行っていないことから、第1号に該当しないと考えられます。

(2) 第2号(古物市場主)の該当性について

第2号は、古物市場を経営する営業を行う者を指します。

古物市場とは、古物商間の古物の売買又は交換のための市場をいい、通常はオークションのような競り売りの方法で行われるものです。

本サイトは、一般の個人が出品者として参加し、購入者と取引を行うプラットフォームであり、古物商間の取引を目的とした市場ではありません。

したがって、第2号に該当しないと考えられます。

(3) 第3号(古物競りあっせん業)の該当性について

第3号は、古物の売買をしようとする者のあっせんを競りの方法により行う営業を指します。

競りの方法とは、政令で定める電子情報処理組織を使用する競り(いわゆるインターネット・オークション)の方法その他の政令で定めるものに限られます。

本サイトは、出品者が価格を設定し、購入者がその価格で購入する形式であり、競り(オークション)の方法を採用しておりません。

したがって、第3号に該当しないと考えられます。

(4) 小括

以上の検討から、本サイトの運営者は、古物営業法第 2 条第 2 項各号に定める古物営業には該当せず、古物商許可を取得する必要はありません。

- 3 本サイト本社所在地がいわゆるバーチャルオフィスであることについて
バーチャルオフィスを本店所在地として法人登記すること自体に法的な問題はありません。

商業登記法や会社法において、本店所在地の住所に関する制限は設けられておらず、バーチャルオフィスを本店所在地として登記することについて、法的な制約はありません。

なお、古物商を営む場合は独立した営業所が必要であり、バーチャルオフィスではその要件を満たさないことになりますが、前記検討のとおり、本サイトの運営において古物商許可は不要であるため、問題はありません。

以上